

経済産業部



経済産業省では、毎年11月を伝統的工芸品月間と定め、長い歴史と風土に育まれ、用と美を兼ね備えた生活用品として国民生活に豊かさや潤いを与えてきた伝統的工芸品の普及啓発に取り組んでいます。

11月は伝統的工芸品月間です。

一家に一台とは申しませんが、陶器や絣、紅型、漆器等、伝統工芸品と呼ばれている道具や衣類が、何かしら、ご自宅にあるのではないかと思います。伝統工芸品の中で、次の5つの要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けたものを「伝統的工芸品」と呼んでいます。

- ①主として日常生活で使われるもの
- ②製造過程の主要部分が手作り
- ③伝統的技術または技法によって製造
- ④伝統的に使用されてきた原材料
- ⑤一定の地域で産地を形成

平成22年4月現在、全国で211、沖縄では13の工芸品が指定されています。



沖縄工芸ふれあい広場の会場風景

産地組合では、「装飾品」なものだけではなく、かりゆしウェアやバッグ、ブックカバーなど現代の生活にマッチした商品や産地間の連携による新製品開発にも積極的に取り組んでいます。例を挙げると、宮古上布と本草のコラボ、琉球漆器の名札や琉球絣とびんがたのコラボなどがあります。

今月は、産地組合の展示会も数多く予定されていますのでご興味のある方は、足を運んでみてはいかがでしょうか。



琉球びんがた体験実習



琉球絣体験実習

11月6・7日は読谷まつりで読谷山花織・ミンサーの展示会。18・21日は首里織展、12月2・5日は琉球びんがた組合展が那覇ぶんかテンプス館で開催されます。

また、喜如嘉芭蕉布組合では、11月20日・22日に、「しな織の里（新潟県）」への染織ツアーも計画しています。

伝統的工芸品	産地組合
久米島紬	久米島紬事業協同組合
宮古上布	宮古織物事業協同組合
読谷山花織、読谷山ミンサー	読谷山花織事業協同組合
壺屋焼	壺屋陶器事業協同組合
琉球絣	琉球絣事業協同組合
首里織	那覇伝統織物事業協同組合
琉球びんがた	琉球びんがた事業協同組合
琉球漆器	琉球漆器事業協同組合
与那国織	与那国町伝統織物協同組合
喜如嘉の芭蕉布	喜如嘉芭蕉布事業協同組合
八重山上布、八重山ミンサー	石垣市織物事業協同組合 竹富町織物事業協同組合



宮古上布



首里織



読谷山花織